男女共同参画に関する区民意識・実態調査

報 告 書

平成 27 年 3 月

世　田　谷　区

はじめに

世田谷区は、平成２６年度を初年度とする「世田谷区基本計画」において、「基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現」のため、「多様性の尊重」という分野別政策を据え、「人権の尊重」、「多文化共生の推進」とともに「男女共同参画の推進」と「DV防止の取組み」を推進することとしています。

男女共同参画施策については、「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」（平成２４年１１月策定）に基づき取組みを進めているところです。しかしながら、東日本大震災を契機とした「災害対策における男女共同参画の推進」といった新たな課題認識など、男女共同参画推進に係わる取組みのあり方は変貌せざるを得ません。

また、国は「成長戦略としての女性の活躍推進」という視点から男女共同参画の推進を掲げており、平成２２年１２月に策定された男女共同参画基本計画（第３次）の見直しに取り組んでいます。

こうした社会情勢や国の動向を背景として、「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」は、平成２１年度実施の同調査を踏まえ、防災対策や男性相談など新たな課題についての調査項目を加え、区民の意識・実態を分析し、今後の施策や新たな男女共同参画プランの策定のための基礎資料とするために実施されたものです。

男女共同参画の実現へ向けた地域づくりを目指し、この報告書が各分野でご活用いただけることを期待しております。

最後になりましたが、お忙しい中ご回答いただきました区民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成２７年２月

世田谷区生活文化部
人権・男女共同参画担当課

目　次

Ⅰ　調査の概要

1　調査の目的 3
2　調査の設定内容 3
3　調査の項目 3
4　回収結果 3
5　報告書の見方 4
6　質問と回答 5
7　回答者の属性 30

Ⅱ　調査結果のまとめ

調査結果のまとめ 43

Ⅲ　調査結果

第１章　家庭生活と家族観

１－１　家事の実施状況 57
１－２　労働や家事・育児・介護にかける時間 62
１－３　家族観・結婚観と男女の役割分担意識 70
１－４　少子化の原因 84
１－５　望ましい大人と子どもの交流の機会・場 88

第２章　労働・職場

２－１　就労状況
（１）　本人の職業 91
（２）　就労理由 95
（３）　職場での女性差別 98
２－２　家事専業と無職の状況
（１）　就労経験 100
（２）　働いていない理由 101
（３）　就労意向 104
２－３　望ましい女性の働き方 107
２－４　女性が長く働きつづけることの障害 112

第３章　仕事と子育て
３－１　育児休業制度
（１）　育児休業制度の利用意向 115
（２）　育児休業制度を利用しない理由 117
（３）　育児休業制度の利用促進策 119
３－２　職場に望む子育てと仕事の両立支援 123
３－３　区に望む子育てと仕事の両立支援 126

第４章　介護
４－１　介護してほしい相手 129
４－２　男性の介護参加を進めるために 132
４－３　介護の担い手 135

第５章　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）
５－１　ＤＶ防止法の認知 138
５－２　ドメスティック・バイオレンスについての考え 141
５－３　ドメスティック・バイオレンスだと思うもの 145
５－４　充実すべきドメスティック・バイオレンス対策 148

第６章　社会参加・参画
６－１　グループ・団体への参加状況 150
６－２　活動内容 153
６－３　参加していない理由 156

第７章　「男女共同参画センター“らぷらす”」について
７－１　“らぷらす”の認知 160
７－２　“らぷらす”を中心とした区の事業展開について 162

第８章　男女平等観
８－１　男女平等観 165
８－２　行政への女性意見の反映
（１）行政への女性意見の反映度 172
（２）女性意見が反映されていない理由 174

第９章　男女共同参画社会の実現に向けて
９－１　男女共同参画のもたらす影響 176
９－２　行政への要望 179

第 10 章　ワーク・ライフ・バランス
10－１　ワーク・ライフ・バランスの希望 182
10－２　ワーク・ライフ・バランスの現実 186
10－３　ワーク・ライフ・バランスに重要なこと 190

第 11 章　防災
11－１　防災分野で重要なこと 193

第 12 章　男性相談
12－１　男性の悩みについての相談 195
12－２　無料で利用できる相談機関 197
12－３　相談員の性別 200

第 13 章　性的マイノリティ（性的少数者）
13－１　性別の悩みの有無 201
13－２　性的マイノリティという言葉の認知 203
13－３　性的マイノリティへの人権施策等の必要性 205

第 14 章　自由意見
自由意見 207

Ⅳ　使用した調査票
調査票 213